

○ 国立研究開発法人情報通信研究機構競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）等の人件費の支出における活用方針

（令和 8 年 7 月 9 日 26 経営企画部・イノベーション推進部門通知第 1 号）

「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について」（令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、競争的研究費の直接経費から研究代表者等の人件費を支出することで、新たな財源として確保された研究力向上のために活用する費用（以下「研究力向上費」という。）について、以下のとおり活用方針を定める。

1 目標

機構の強靱化につながる外部資金の獲得を奨励し、大型外部資金の研究代表者等へのインセンティブを与え、さらに外部資金の獲得及び遂行に関わる職員を評価し、また研究設備及び研究環境を向上させ、もって国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）職員及び機構の研究力を向上させることを目標とする。

2 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

- （1） 直接経費から人件費を支出した研究代表者等の処遇の改善
- （2） 当該外部資金の遂行又は実施に係る職員の処遇の改善
- （3） 若手研究者の新規雇用、処遇の改善及びスタートアップ研究の支援
- （4） 当該研究に関連する研究への支援
- （5） 直接経費から人件費を支出した研究代表者等の研究環境の整備
- （6） 共用研究設備・機器の充実
- （7） その他、機構の研究力向上に資すること

3 執行にあたる留意事項等

- （1） 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のため判断するものであるため、研究代表者等の人件費の支出を強制するものではない。
- （2） 機構は、本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。
- （3） 機構は、本方針について、機構に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、令和 8 年 7 月 9 日から施行する。